議案第３６号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年２月１９日

提出者　杉並区長　　　岸　　本　　聡　　子

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成１２年杉並区条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２１条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項の規定」を「前２項の規定」に、「前項第５号」を「第１項第５号」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、提出の必要がないと区長が認めるときは、この限りでない。

第２１条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に規定するもののほか、区長は、特別の事由があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

附則第１０条第１項中「第２１条第１項」の次に「及び第２項」を加え、同条第２項中「第２１条第２項及び第３項」を「第２１条第３項及び第４項」に、「同条第２項」を「同条第３項」に、「前項第５号」を「第１項第５号」に改める。

附則第１１条第１項中「所得税法第２８条第１項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法第２８条第１項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第１３条において同じ。）」に、「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得をいう。附則第１３条において同じ。）」に改める。

附則に次の２条を加える。

（令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第１２条　第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区内に住所を有する者（同法第２９４条第３項の規定により区の住民基本

台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第２８条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項（第１号、第２号ア、第４号ア、第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア、第１５号ア及び第１６号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第１号中「第３９条第１項第１号」とあるのは「第３９条第１項第１号（同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第１項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第２号ア中「第３９条第１項第２号イ」とあるのは「第３９条第１項第２号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第１項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第４号ア中「第３９条第１項第４号イ」とあるのは「第３９条第１項第４号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第１項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第６号ア中「規定する合計所得金額（」とあるのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

２　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項（第１号、第２号ア、第４号ア、第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア、第１５号

ア及び第１６号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第１号中「第３９条第１項第１号」とあるのは「第３９条第１項第１号（同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第２項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第２号ア中「第３９条第１項第２号イ」とあるのは「第３９条第１項第２号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第２項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第４号ア中「第３９条第１項第４号イ」とあるのは「第３９条第１項第４号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第２項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第６号ア中「規定する合計所得金額（」とあるのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に１０万円を加えた額によるものとし、」とする。

３　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項（第１号、第２号ア、第４号ア、第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア、第１５号ア及び第１６号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第１号中「第３９条第１項第１号」とあるのは「第３９条第１項第１号（同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第３項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第２号ア中「第３９条第１項第２号イ」とあるのは「第３９条第１項第２号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第３項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第４号ア中「第３９条第

１項第４号イ」とあるのは「第３９条第１項第４号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第３項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第６号ア中「規定する合計所得金額（」とあるのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に６５万円から令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

（令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第１３条　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第１号に掲げる者に該当し、かつ、第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（１）　令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和８年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除く。）であって、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区内に住所を有するもの（同法第２９４条第３項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（２）　地方税法第２９５条第１項第２号に掲げる者に該当し、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額以下である

場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が１０万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、６５万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５（以下「別表第５」という。）の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（３）　地方税法第２９５条第１項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例（昭和３９年杉並区条例第４１号）第１１条第２項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例第１１条第２項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が１０万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例第１１条第２項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、６５万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

２　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者が前項第１号に掲げる者に該当し、かつ、同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第１号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の附則第１２条及び第１３条の規定は、令和８年度分の保険料について適用し、令和７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を定める等の必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新　　条　　例	旧　　条　　例
（保険料の減免）	（保険料の減免）
第２１条　略	第２１条　略
２　前項に規定するもののほか、区長は、特別の事由があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。	
３　前２項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限（第１項第５号に該当する者にあっては、区長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、提出の必要がないと区長が認めるときは、この限りでない。	２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限（前項第５号に該当する者にあっては、区長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。
（１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者（第１項第５号に該当する者にあっては、第１号被保険者）の氏名、住所及び個人番号	（１）　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者（前項第５号に該当する者にあっては、第１号被保険者）の氏名、住所及び個人番号
（２）及び（３）　略	（２）及び（３）　略
４　略	３　略
附　則	附　則
（新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和４年度分までの保険料	（新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和４年度分までの保険料

の減免の特例）	の減免の特例）
第１０条　第２１条第１項及び第２項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であって、必要があると認めるときは、当該第１号被保険者に対し、保険料（令和元年度分から令和４年度分までの保険料であって、令和２年２月１日から令和６年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の方法によって徴収する保険料にあっては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。	第１０条　第２１条第１項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であって、必要があると認めるときは、当該第１号被保険者に対し、保険料（令和元年度分から令和４年度分までの保険料であって、令和２年２月１日から令和６年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の方法によって徴収する保険料にあっては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。
（１）及び（２）　略	（１）及び（２）　略
２　第２１条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による保険料の減免について準用する。この場合において、同条第３項中「納期限（第１項第５号に該当する者にあっては」とあるのは、「納期限（これにより難い特別の事情があると認める場合には」と読み替えるものとする。	２　第２１条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による保険料の減免について準用する。この場合において、同条第２項中「納期限（前項第５号に該当する者にあっては」とあるのは、「納期限（これにより難い特別の事情があると認める場合には」と読み替えるものとする。
（令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定の特例）	（令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定の特例）
第１１条　第１号被保険者のうち、令和２年の合計所得金額に給与所得（所得税法第２８条第１項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第１３条において同じ。）又は同法第３５条第３項	第１１条　第１号被保険者のうち、令和２年の合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項

に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第１３条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア及び第１３号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「規定する合計所得金額（」とあるのは、「規定する合計所得金額（給与所得（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得をいう。附則第１３条において同じ。）及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）によるものとし、」とする。

２及び３　略

（令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第１２条　第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区内に住所を有する者

に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第１３条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア及び第１３号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「規定する合計所得金額（」とあるのは、「規定する合計所得金額（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）によるものとし、」とする。

２及び３　略

（同法第２９４条第３項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第２８条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項（第１号、第２号ア、第４号ア、第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア、第１５号ア及び第１６号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第１号中「第３９条第１項第１号」とあるのは「第３９条第１項第１号（同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第１項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第２号ア中「第３９条第１項第２号イ」とあるのは「第３９条第１項第２号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附

則第２４条第１項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第４号ア中「第３９条第１項第４号イ」とあるのは「第３９条第１項第４号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第１項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第６号ア中「規定する合計所得金額（」とあるのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

２　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項（第１号、第２号

ア、第４号ア、第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア、第１５号ア及び第１６号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第１号中「第３９条第１項第１号」とあるのは「第３９条第１項第１号（同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第２項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第２号ア中「第３９条第１項第２号イ」とあるのは「第３９条第１項第２号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第２項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第４号ア中「第３９条第１項第４号イ」とあるのは「第３９条第１項第４号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第２項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第６号ア中「規定する合計所得金額（」とあ

るのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に１０万円を加えた額によるものとし、」とする。

３　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が１６１万9，０００円以上１９０万円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項（第１号、第２号ア、第４号ア、第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア、第１５号ア及び第１６号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第１号中「第３９条第１項第１号」とあるのは「第３９条第１項第１号（同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第３項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第２号ア中「第３９条第１項第２号イ」とあるのは「第３

９条第１項第２号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第３項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第４号ア中「第３９条第１項第４号イ」とあるのは「第３９条第１項第４号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第２４条第３項の規定により読み替えて適用される第３８条第１項第１号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第６号ア中「規定する合計所得金額（」とあるのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に６５万円から令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控

除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

（令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第１３条　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第１号に掲げる者に該当し、かつ、第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（１）　令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和８年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除く。）であって、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区内に住所を有するもの（同法第２９４条第３項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（２）　地方税法第２９５条第１項第２号に掲げる者に該当し、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、

次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が１０万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万9，０００円以上１９０万円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、６５万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５（以下「別表第５」という。）の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額

を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（３）　地方税法第２９５条第１項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例（昭和３９年杉並区条例第４１号）第１１条第２項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例第１１条第２項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が１０万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満であり、かつ、杉並区

特別区税条例第１１条第２項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、６５万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

２　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第１３条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者が前項第１号に掲げる者に該当し、かつ、同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第１号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。